

令和5年度 公園清掃ボランティア

1. ボランティア業務内容

- 除草作業については、1社につき200㎡以上
- 側溝清掃については、1社につき蓋あり100m以上で、蓋無し200m以上

※松江市建設工事総合評価方式評価基準による加算点のためのボランティアは上記数量以上とする。

- 遊具の塗装については、1社につき3基以上

※遊具の塗装は、市と協議し決定した遊具とし、遊具の大きさに関係なく1遊具を1基とする。

※遊具の塗装方法は市と協議の上決定する。(点検で評価される塗装方法とする)

※松江市の塗装工事で指名対象となっている業者を対象とする。

2. 除草屑、汚泥、ごみ処分について

- ① 除草面積1,000㎡未満については、エコクリーン松江又は自社で処分
- ② 除草面積1,000㎡以上については、エコクリーン松江又は松浦造園又は自社で処分
- ③ 汚泥については、土のう袋に入れ指定箇所に集める(公園緑地課又は自社処分)
- ④ ゴミは燃える・燃えない袋に分別して指定箇所に集める(公園緑地課又は自社で処分)

3. ボランティア間隔

- ① 除草作業及び側溝清掃は、基本的に、春と秋の2回とする。
但し、同一公園の作業については、作業間隔を2か月程度あけて作業すること。
- ② 面積の広い公園での作業については、当課と協議すること。(作業間隔・日程・場所等)
- ③ ボランティア作業を1日で2公園した場合は、2回と認める。
- ④ 遊具の塗装時期については、利用状況等を考慮し事前に市と協議の上決定する。

4. 事務の流れについて

- ① 公園内ボランティア届出書
※企業単独または数社合同での申請も可能とする。
- ② 公園内ボランティア報告書
報告書については、作業の分かる写真(作業前・作業中・作業後)、人数、作業時間が確認できる資料添付すること。
- ③ 作業終了確認
後日、公園緑地課担当で確認し写真を撮る
- ④ 清掃ボランティア実施証明書
決裁後、証明書を発行